

平成29年度定期監査(2)監査結果報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項および第4項の規定により、平成29年度定期監査(2)を実施したので、同条第9項の規定に基づき下記のとおり監査結果を報告する。

なお、関口和雄前監査委員および内田ひろのり前監査委員が本監査の執行に関与し、上野ひろみ監査委員および光永勉監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

記

1 概要

実施時期

平成29年5月8日から同月30日までの間において実日数15日間

方針

平成29年度練馬区監査基本計画に基づき、平成28年度の事務事業が法令等に基づき適正に行われているか、経済性、効率性および有効性の観点から適切に執行されているか等を検証した。

ア 一般的・共通留意事項

- (ア) 現金（収納金、資金前渡金等）、郵券等の金券類の保管および取扱いが適正に行われているか。
- (イ) 予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。
- (ウ) 業務委託等の仕様書の記述が明確で内容に過不足がなく、それに基づき実施される業務の履行確認が十分に行われているか。成果について確認が行われているか。
- (エ) 非常勤職員等の勤務管理が適切に行われているか。
- (オ) 行政財産および物品について、適正な事務処理のもとに管理が行われ、有効に活用されているか。歳入の確保に向けた取組が行われているか。
- (カ) 個人情報について適正な管理が行われ、関連事務における必要な改善が図られているか。
- (キ) 「練馬区施設管理マニュアル」（平成22年11月総務部施設管理課）に基づいた施設管理が行われているか。
- (ク) 携帯電話の利用状況について定期的に点検しているか。事業者により付与されたポイントを有効活用しているか。また「練馬区情報セキュリティ対策基準」（平成20年3月31日付け19練企情第1686号）に基づき携帯電話を適正に管理しているか。

イ 重点事項

- (ア) 準公金について、「練馬区準公金管理ガイドライン」（平成 25 年 11 月 21 日付け 25 練会第 434 号）に基づき、現金・預金が適正に管理され、自己検査が行われているか。
- (イ) 契約事務が規則等に従い適正に行われているか。「契約事務の適正な執行について（通知）」（平成 27 年 5 月 25 日付け 27 練総経第 132 号）が遵守されているか。
- (ウ) 財政援助団体等（補助金交付団体、出資団体、指定管理者）の担当部署において、補助金等が要綱、協定書等に基づき交付され、その履行確認が報告書等により適切に行われているか。団体等に対する指導監督が適切に行われているか。

対象部課等

ア 教育委員会事務局教育振興部

- (ア) 教育総務課
- (イ) 教育施策課
- (ウ) 学務課
- (エ) 施設給食課
- (オ) 教育指導課
- (カ) 学校教育支援センター
- (キ) 光が丘図書館

イ 教育委員会事務局こども家庭部

- (ア) 子育て支援課（以下の施設を含む。）
 - ・学童クラブ 7 か所
光が丘すみれ、石神井町、石神井西小、田柄小、田柄小第二、立野小、豊玉南小
- (イ) こども施策企画課
- (ウ) 保育課（以下の施設を含む。）
 - ・保育園 16 園
谷原、上石神井第三、関町、豊玉第三、貫井、豊玉第四、桜台、東大泉、南田中第二、氷川台、南田中、光が丘第八、東大泉第三、上石神井第二、向山、石神井町つつじ
- (エ) 保育計画調整課
- (オ) 青少年課
- (カ) 練馬子ども家庭支援センター（以下の施設を含む。）
 - ・貫井子ども家庭支援センター

2 監査結果

適正に行われていた。

なお、非常勤職員報酬等支払事務において、一部不適切な事例が見られたので指導した。